

閣僚会議等の廃止について

〔 令和5年12月26日
閣 議 決 定 〕

1 内閣官房及び内閣府について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、以下のとおり、所期の目的を達成したこと等により開催の必要性が低い閣僚会議等について、廃止するものとする。

(1) 都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、中心市街地活性化本部及び総合特別区域推進本部の会合の開催方法について（平成19年10月9日閣議決定）は、廃止する。

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部の設置について（平成24年4月24日閣議決定）は、廃止する。

(3) 障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議の開催について（平成28年8月8日閣議口頭了解）は、廃止する。

(4) 日EU経済連携協定交渉に関する主要閣僚会議の開催について（平成28年11月16日閣議決定）は、廃止する。

(5) 認知症施策推進関係閣僚会議の開催について（平成30年12月25日閣議口頭了解）は、廃止する。

2 内閣官房及び内閣府においては、所期の目的を達成したこと等により開催の必要性が低い閣僚会議等について廃止等の措置を講ずることを含め、引き続き、既存の事務の不断の見直しを行うものとする。

附 則

1 この規程は、令和5年12月26日から実施する。ただし、第1項(5)の規定は、令和6年1月1日から実施する。

2 構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部を次の

ように変更する。

2. (6) ④中「、地域活性化統合本部会合の下」を削る。